

保護者様

麻しん風しん予防接種（MR混合ワクチン）のお知らせ

麻しん風しん予防接種は、麻しんワクチンと風しんワクチンを混合した乾燥弱毒性麻しん風しん混合ワクチンを使用することで、麻しんおよび風しんを予防するために接種します。麻しん又は風しんのいずれかにかかったかたにも、MR混合ワクチンを使用することが可能ですが、保護者の希望によりかかっていないほうの単抗原ワクチンを接種することもできます。医師にご相談ください。

麻しんは、『はしか』と呼ばれ、麻しんウイルスの感染によって起こります。感染力が強く、飛沫・接触だけでなく空気感染もあります。予防接種を受けないと、多くの人がかかる病気です。主な合併症としては気管支炎、肺炎、中耳炎、脳炎があります。脳炎は約1,000人に1～2人の割合で見られます。また、亜急性硬化性全脳炎（SSPE）という慢性に経過する脳炎は、はしか患者約10万例に1～2例発生します。また、かかった人の約1,000人に1人が死亡するとともに重症な病気です。

風しんは、風しんウイルスの飛沫感染によって起こります。合併症として、関節痛、血小板減少性紫斑病、脳炎等が報告されています。大人になってからかかると重症になります。また、妊婦のかたが妊娠早期にかけると、先天性風しん症候群と呼ばれる先天性の心臓病、白内障、聴力障害、発育発達遅延などの障害を持った児が生まれる可能性が非常に高くなります。

1歳になったらなるべく早く予防接種を受けるように努めましょう。また2回目の接種は小学校入学前の1年間、いわゆる保育園等の年長児が対象になります。

また、ガンマグロブリンの注射を受けたことがある場合には、接種時期を主治医にご相談ください。

予防接種は接種当日に大館市に住民登録があるかたで、保護者のかたが予防接種の効果や副反応などについて理解し接種に同意したときに限り行われます。

1. 予防接種の受け方

- 対象者：1期 生後12か月から24か月に至るまで
 （1歳の誕生日前日～2歳の誕生日前日）
2期 5歳～7歳未満で、小学校入学前1年間

〔 長期にわたり療養が必要な疾患にかかったことなどにより定期接種の機会を逃したかたは、主治医または健康課にご相談ください。 〕

- 接種の仕方：1回 皮下注射
 ○使用ワクチン：麻しん風しん（MR）混合ワクチン

*他のワクチンとの同時接種は、医師が特に必要と認めた場合可能です。

*MRワクチン接種後、異なる種類の注射生ワクチン（水痘予防接種、おたふく予防接種など）を接種する場合、27日以上の間隔をあける必要があります。

2. 予防接種を受けることができない人

- ①熱のある人（接種場所で測定した体温が37.5℃を超える場合）
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
 急性で重症な病気で薬を飲む必要のあるお子さんは、その後の病気の変化もわからないことから、その日は接種を受けないのが原則です。
- ③その日に受ける予防接種の接種液に含まれる成分でアナフィラキシーを起こしたことのある人
 ※「アナフィラキシー」とは、通常接種後30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことで、発汗、顔の腫れ、全身じんましんのほか、はきけ、嘔吐、声が出にくい、息が苦しい等の症状やショック状態になるような激しい全身反応のことです。
- ④明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する場合および免疫抑制をきたす治療を受けている場合
- ⑤その他、医師が不適当な状態と判断した場合 （裏面も必ずご覧ください）

3. 予防接種を受ける際に、医師と相談が必要な人

次に該当する人は、予診する医師の参考として診断書が必要な場合もありますので、あらかじめ主治医と相談をしてください。

- ①心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気や発育障害などで治療や指導を受けている人
- ②予防接種で2日以内に発熱のみられた人及び発疹、じんましんなどアレルギーと思われる異常がみられた人
- ③過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある人
- ④過去に免疫不全の診断がされている人及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- ⑤ワクチンにはその製造過程における培養に使う卵の成分、抗生物質、安定剤などが入っているものもありますので、これらにアレルギーがあるといわれた人

4. ワクチンの副反応

副反応の主なものは、発熱と発疹です。他の副反応として、注射部位の発赤・腫脹（はれ）、硬結（しこり）などの局所反応、じんましん、リンパ節腫脹、関節痛、熱性けいれんなどがみられます。これまでの麻しんワクチン、風しんワクチンの副反応のデータから、アナフィラキシー、血小板減少性紫斑病、脳炎、けいれんなどの副反応が、まれに生じる可能性もあります。

接種局所のひどいはれ、高熱、ひきつけなどの症状があったら、医師の診察を受けてください。

5. 予防接種による健康被害救済制度

- ・定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。
- ・健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了するまたは障害が治癒する期間まで支給されます。
- ・ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。
- ・予防接種法に基づく定期接種として定められた期間を外れて接種を希望する場合、予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることとなりますが、予防接種法と比べて救済の対象、額等が異なります。

※給付申請の必要が生じた場合、診察した医師か健康課へお問い合わせください。

6. 接種後の注意

- ①予防接種を受けた後 30 分は接種会場でお子さんの様子を見てください。
- ②接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。
- ③入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
- ④接種当日は、激しい運動を避けてください。
- ⑤麻しん風しん予防接種後は4週間副反応に注意し、体調に変化があった場合は医師にご相談ください。

ご不明な点、ご心配な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

大館市健康課 TEL0186-42-9055